

京都市告示第 19 号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例第4条ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

平成19年4月6日

京都市長 榎本 頼兼

臨時休所する日 平成19年4月15日（日）

（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）